

令和２年度新任図書館長研修
質 疑 応 答 書

科目名：図書館政策の現状

講師名：戸田 陽介

質 問

- (１) 講義要綱 25p パネル 18「社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、」とあり、パネル 19 では具体的な担保措置の例が述べられているが、移管後については図書館運営について教育委員会との継続的な協議は必要とされないのか。
- (２) また、市長部局移管によって考えられるメリットについては述べられているが、逆にデメリットはないのか。

回 答

- (１) 首等部局への移管後においても、
- 地方公共団体の長がその所管する公立社会教育機関の管理運営に関する規則の制定を行う際には、教育委員会に協議するものとする。
 - 移管される公立社会教育機関に関する事務のうち、教育委員会が所管する学校、公立社会教育機関等における教育活動と密接な関連を有するものとして、規則で定めるものの実施に当たっては、あらかじめ地方公共団体の長が教育委員会の意見を聴く。
 - 教育委員会は、必要と認めるときは、公立社会教育機関に関する事務について地方公共団体の長に対して意見を述べられることとする。

とされております。

また、教育委員会には、地方公共団体の長が特定社会教育機関を所管することとなった場合であっても、総合教育会議等を積極的に活用しながら、首長部局やNPO等の多様な主体との連携・調整等を行い、社会教育の振興のけん引役としての積極的な役割を果たしていくことが求められます。

(２) 国会審議においては、公立社会教育機関を首長部局に移管した場合、例えば、政治的な影響を受けるのではないかということや、社会教育施設の機能が変質されてしまうのではないかといった懸念が示されました。

今回の改正法におきましては、地方公共団体の判断により公立社会教育施設の所管を首長とする場合には、政治的中立性の確保など社会教育の適切な実施が確保されるよう、首長がその所管する公立社会教育施設の管理運営に関する規則の制定を行う際には教育委員会に協議すること、教育委員会は、職務に関して必要と認めるときは、公立社会教育施設に関する事務について首長に対して意見を述べるができることなど、教育委員会による一定の関与の仕組みを設けています。

また、今回の改正法は公立社会教育施設の所管に係る特例措置を設けるものではありませんが、地方公共団体の判断によって教育委員会から首長に移管した場合であっても、それぞれの施設が社会教育法等に基づく社会教育施設であることに変わりはありません。したがって、特例により首長所管となった公立社会教育施設においても、法律や法律に基づく基準を踏まえ、社会教育施設として適切な管理運営に努めていただくことが重要であると考えています。